

職員の懲戒処分について

静岡大学は、本日、パート労務職員 1 名に対し、国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員就業規則に基づき、停職 2 か月の懲戒処分を行いました。

この職員は、同居する家族と口論となり暴行を加え重傷を負わせたとして、令和 6 年 6 月に傷害の容疑で逮捕され、その後起訴され、有罪判決を受けました。この職員の行為は、国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員就業規則に規定する懲戒事由に該当することから、学内諸手続きを経て懲戒処分を行ったものであります。

大学全体で教職員の倫理意識の向上を図り、行動規範の徹底に努めている中でこのような事態が発覚したことは、誠に遺憾であります。

今後、こうしたことが再び起こることのないよう全教職員に求めるとともに、学長としての使命と責任の重さを十分に自覚し、このような事案の再発防止と信頼回復に向けて、大学の組織全体として一層の努力を続けていく所存です。

令和 7 年 3 月 6 日

静岡大学長 日詰 一幸

職員の懲戒処分について

静岡大学は、本日、パート技術職員 1 名に対し、国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員就業規則に基づき、停職 1 か月の懲戒処分を行いました。

この職員は、路上をバイクで走行中に交通トラブルから通行人と口論となり暴行を加えたとして、令和 6 年 7 月に暴行の容疑で逮捕され、その後起訴され、有罪判決を受けました。この職員の行為は、国立大学法人静岡大学非常勤雇用教職員就業規則に規定する懲戒事由に該当することから、学内諸手続きを経て懲戒処分を行ったものであります。

大学全体で教職員の倫理意識の向上を図り、行動規範の徹底に努めている中でこのような事態が発覚したことは、誠に遺憾であります。

今後、こうしたことが再び起こることのないよう全教職員に求めるとともに、学長としての使命と責任の重さを十分に自覚し、このような事案の再発防止と信頼回復に向けて、大学の組織全体として一層の努力を続けていく所存です。

令和 7 年 3 月 6 日

静岡大学長 日詰 一幸